

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）
代表取締役社長 山村 雅之
西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）
代表取締役社長 村尾 和俊
（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

2 申請年月日

平成25年10月10日

3 変更予定日

認可後、NTT東西の準備が整い次第実施。

4 概要

本件は、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当するOAB～J番号の光IP電話の類型を追加することとした電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成25年7月26日総務省令第75号）を受け、NTT東西が、メタルケーブルを敷設しない地域において、光ファイバによるIP電話サービス（以下「光による電話サービス」という。）を提供予定（※）であるところ、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更を行い、第一種指定電気通信設備との接続の条件に係る規定を整備するもの。

（※）NTT東西は、メタルケーブルと光ファイバの双方を敷設するよりも、光ファイバのみを敷設しIP電話サービスとブロードバンドサービスを提供した方が低廉で効率的となるエリア（東日本大震災の被災地における復興エリア、新興住宅地及び新築ビル・マンション等）において本サービスを提供することを想定。

5 主な変更の内容

本件は、現在の接続約款において、ひかり電話又はひかり電話の提供に関する契約約款を引用している箇所について、光による電話サービスが現在のひかり電話サービスと同等の技術的条件で提供されることを踏まえ、以下の規定整備を行うものである。

（1）みなし契約事業者（※）の定義変更（接続約款第3条第24欄及び第99条関係）

現在の接続約款では、NTT東西が他事業者と接続して加入電話サービス等を提供する際にみなし契約事業者がNTT東西に支払うべき手数料（みなし契約者に関する宛名情報提供手数料等）を定めるため、みなし契約事業者の定義を定め、加入電話、ISDN及びひかり電話の各サービスに関する契約約款で定める事業

者を引用しているところ、今回の変更により、光による電話サービスの契約約款（特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款）に定める事業者についてもみなし契約事業者に追加するための変更を行う。

（※）現在の電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款及び音声利用 I P 通信網サービス契約約款では、加入電話サービス等の利用希望者が N T T 東西と契約を行った場合、当該契約と同時に、N T T 東西と接続する事業者が提供する国際電話サービス等の契約も行ったとみなす旨（みなし契約）を定めており、対象となるサービス及び当該サービスの提供事業者は各契約約款において定められているところ。

（２）音声利用 I P 通信網サービスの定義変更（接続約款第 3 条第 104 欄（N T T 東日本）及び同条第 106 欄（N T T 西日本）関係）

現在の接続約款における音声利用 I P 通信網サービスの定義に光による電話サービスを含めるための変更を行う。

（３）端末回線の利用条件を追加（技術的条件集別表第 2 関係）

現在の接続約款における加入電話、I S D N、ひかり電話の各サービスに加え、光による電話サービスの端末回線に係る利用条件を追加する。

6 諮問を要しない理由

本件は、平成 25 年 6 月 28 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を受けて改正を行った電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の施行により提供が可能となった光による電話サービスを、今般、N T T 東西が「特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス」として新たに契約約款を策定して提供するに当たり、接続約款における所定の規定整備を行うものであり、接続料及び接続条件について実質的な変更を及ぼすものではない。

また、技術的条件部分に関しても、新たな技術を導入するものではなく、既に接続約款の技術的条件集通則部分に定められている各分類の本件サービスへの適用を整理したものに過ぎない。

以上のことから、法第 169 条本文ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号（平成 20 年 9 月 30 日）に基づき、同審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。